

随 意 契 約 理 由 書

1 工事（業務）名	E T Cキャンペーン事務局運営等業務
2 業 者 名	阪神高速サービス株式会社
3 随意契約理由	
<p>本業務は、阪神高速道路(株)が実施する阪神高速・二輪E T Cキャンペーン2018（仮称）において実施するE T CおよびE T C 2.0車載器購入助成（以下「キャンペーン」という。）に係る事務局運営を一体的に行う業務である。</p> <p>本業務の円滑かつ効率的な実施のためには、当社の業務及びE T C普及促進施策に精通した上で、当社の意図を的確かつ迅速に業務に反映させることが必要であり、更に、効果的にE T Cへの転換を図るためには、お客さまサービスの向上及びE T Cへの転換施策に係るノウハウを保有・蓄積していることが必要である。</p> <p>阪神高速サービス株式会社は、当社の経営戦略、方針に基づき、当社のグループ会社として、当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、当社が従前から実施してきたアンケート調査やE T Cの普及促進及び利用促進キャンペーン等の業務を多数実施し、お客さまの意識やE T C全般、阪神高速の料金体系について熟知しているばかりでなく、共通の経営目的をもって業務を行い、お客さまサービスの向上及びE T Cへの転換施策に係るノウハウの蓄積を図っている。キャンペーンの実施においての適切なセットアップ事業者への指導のほか、お客さまからのE T Cや阪神高速に関する各種問い合わせ等に適切に対応することが可能であり、キャンペーンの運営に関しても状況に応じて、当社の意図を反映した体制等の柔軟かつ効果的な運営が可能である。</p> <p>よって、同社は本業務を他者よりも適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定に基づき、随意契約とする。</p>	
<p>阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定による。</p>	